

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 一般重要案件(3)

| | |
|-------|---|
| メタデータ | 言語: 出版者: 公開日: 2019-02-13 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属: |
| URL | http://hdl.handle.net/20.500.12000/43795 |

引揚者等に對する特別支金支給

一、少子化対策→琉球の4町村へ
 平行に、半大にも申入がなされ
 加、実際は琉球の生活可能性が
 少子化対策に思われない。

0.11 / 42.8.8
 北米課長 / 平田

「引揚者等に対する特別交付金の支給に
 関する法律（8月1日公布）の沖縄への
 施行手続について」

42.8.5
 半世

総理府特選向総務課 大日向事務官は4日北米
 課に森山と事務。8月1日公布された標記法律に
 基く特別交付金の沖縄（住民適格者への支給実施
 に関し、琉球政府（市町村を含む）の事務援助に
 つき要請の干渉を如何にするかにつき、当方の見
 解を所し知し、旨を要望するところがあった。

本件法律及び政令等（別添）を基く同事務官
 の説明によれば、従来より実施されている援助関係
 法と同様、総理府より南進を通じ、琉球に申し込む
 半側との通報は琉球が行政として差し支えないと

上記の法律は琉球政府の管轄下にあることを認用し、
 大日向事務官に要請回報済

思われる。

記

今回法律第114号は支給方針、手続等について
 昭和32年法律第109号「引揚者給付金等支給法」と
 同趣旨であり、従って本文も下記事項を除き同様の
 の文言である由。

1. 給付適格者

- (1) 外地転居期間が従来6月より1年を延長する
 適合口転居者として加せらる (第2条)
- (2) 引揚者及び引揚者死亡者の遺族が加せらる (第3条)
- (3) 適格命令が引き下ろされる (第6条)

2. 本件法の交付金は口債に引換支拂われるが、之の
 償還金の支払については郵政大臣の「事務の一部に
 政令で定める当局（琉球を指す）に委託」するところである。
 従って、（従来が琉球が…に定める者…としていた）外務省

← ~~参考~~。従来同種援助内(率法(下記参照)
の場合、同様の規定により、その都度、郵政大臣と

琉球郵政庁長との間に委託事務に関する契約を
交わし、~~郵政大臣~~郵政省 → 特選局 →
210 締結

南進加郵政庁に申し出をしい(郵政庁は南進に
正式回答を行なう。米民政府と協定)締結

と関つてある。従つて、総理府とては、今回
も米例に準つて処理することになる。

1. 戦傷病者戦没者遺族等援護法 - 昭27年
2. 引揚者給付金等支給法 - 昭和32年
3. 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法 - 昭和38年
4. 戦没者等の父母に対する特別給付金支給法 - 昭和40年
5. 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法 - 昭和40年
6. 戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法 - 昭和41年

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する
法律案

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 特別交付金の支給(第三条―第八条)

第三章 雑則(第九条―第十六条)

附則

第一章 総則

(この法律の趣旨)

第一条 この法律は、引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給
に關し必要な事項を規定するものとする。

(定義)

第二条 この法律において「引揚者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 本邦以外の地域(以下「外地」という。)に昭和二十年八月十五日(以下「終戦日」という。)まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴つて発生した事態に基づく外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により同日以後本邦に引き揚げたもの
- 二 外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴェエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの
- 三 外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、本邦に滞在中、終戦によつてその生活の本拠を有していた外地へもどることができなくなつたもの
- 四 日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活

の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により同日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの(前三号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。)

五 連合国(日本国との平和条約第二十五条第一文に規定する連合国をいう。)の領域をなしていた地域に、昭和十六年十二月八日(以下この号において「開戦日」という。)又は政令で定める地域ごとに政令で定める日まで、引き続き一年以上生活の本拠を有していた者(政令で定める者を除く。次項第四号において「連合国在住者」という。)で、日本国政府と連合国政府との間の在留者相互交換に関する合意又は戦争に関連する緊迫した事態に基づく日本国政府の要請により開戦日又は政令で定める日以後終戦日前に本邦に引き揚げたもの(前各号又は次項各号のいずれかに該当する者を除く。)

2 この法律において「引揚前死亡者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

- 一 外地に終戦日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、終戦に伴つて発生した事態に基づき外国官憲の命令、生活手段の喪失等のやむを得ない理由により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にある間に死亡したもの
- 二 外地に昭和二十年八月九日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、ソヴィエト社会主義共和国連邦の参戦に伴つて発生した事態により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後終戦日前に外地において死亡したもの
- 三 日本のもと委任統治領であつた南洋群島に昭和十八年十月一日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していた者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づき日本国政府の要請により本邦に引き揚げたことを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にあつて終戦日前に死亡したもの

四 連合国在住者で、戦争に関連する緊迫した事態に基づき日本国政府の要請により本邦に引

き揚げることを余儀なくされるに至つた後引き続き外地にあつて終戦日前に死亡したもの及び前項第五号に規定する合意により本邦に引き揚げる途中で死亡したもの

- 3 前三項の規定の適用上、昭和十四年十二月二十二日の閣議決定満洲開拓民に関する根本方針に関する件に基づき開拓民及び戦争に関連する緊迫した事態に基づき日本国政府の命令又は要請により外地に生活の本拠を有するに至つたものであると内閣総理大臣の認める者で、外地に終戦日(第一項第二号又は前項第二号の規定の適用については、昭和二十年八月九日)まで引き続き生活の本拠を有していた期間が一年未満のものは、外地にこれらの日まで引き続き一年以上生活の本拠を有していたものとみなす。

- 4 この法律の適用に関しては、「本邦」には、「函舞群島、色丹島及び総理府令で定めるその他の島は、含まれないものとする。」

(特別交付金の支給) 引揚者の遺族

六

第三条 次に掲げる者で、昭和四十二年八月一日(第一号又は第三号の場合において、引揚者の本邦に引き揚げた日又は引揚前死亡者の死亡した日)が同年同月二日以後であるときは、それぞれその引き揚げた日又は死亡した日)において日本の国籍を有するものには、特別交付金を支給する。

一 引揚者

二 昭和四十二年七月三十一日以前に死亡した引揚者の遺族

三 引揚前死亡者の遺族

2 特別交付金の支給を受ける権利の認定は、これを受けようとする者の請求に基づいて、内閣総理大臣が行なう。

3 前項の請求は、総理府令で定めるところにより、昭和四十五年三月三十一日(引揚者の本邦

に引き揚げた日又は第二項第三号に規定する死亡した引揚者若しくは引揚前死亡者(以下「死亡者」と総称する。)の死亡の事実が判明した日)が昭和四十三年四月二日以後であるときは、それぞれその引き揚げた日又は死亡の事実が判明した日から起算して二年を経過する日)までに行なわなければならない。

4 前項の期間内に特別交付金の支給を請求しなかつた者には、特別交付金は、支給しない。

(特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第四条 特別交付金の支給を受けるべき遺族の範囲は、死亡者の死亡の当時における配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母及び孫とする。ただし、配偶者については、死亡者の死亡の日以後昭和四十二年七月三十一日以前に、死亡者の二親等内の血族(以下この項において「近親者」という。)以外の者の配偶者となつた者及び近親者以外の者の養子となり、かつ、同年八月一日において当該養子である者

七

を除き、子又は孫については、死亡者の死亡の日以後同年七月三十一日以前に離縁によつて死亡者との当該親族関係が終了した者及び同年八月一日（死亡者の死亡の日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の日。第三項において同じ。）において近親者以外の者の養子となつてゐる者を除く。

2 死亡者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、死亡者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子で、昭和四十二年八月二日以後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したものは、同年八月一日において日本の国籍を有していたものとみなす。

（特別交付金の支給を受けるべき遺族の順位等）

第五条 特別交付金の支給を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫の順序による。ただし、父母については、死亡者の死亡の日（死亡者が終戦日後に死亡した引揚前死亡者である

ときは、終戦日）においてその死亡者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともしにしてゐたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし実父母を後にする。

2 前項の規定により特別交付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、昭和四十二年八月一日（死亡者の死亡の事実が判明した日が同年同月二日以後であるときは、その死亡の事実が判明した日）以後引き続き一年以上生死不明である場合において、他に同順位者がいないときは、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を特別交付金の支給を受けるべき順位の遺族とみなすことができる。

3 特別交付金の支給を受けるべき同順位の遺族が二人以上あるときは、その一人のした特別交付金の支給の請求は、全員のためにその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした特別交付金の支給を受ける権利の認定は、全員に対してしたものとみなす。

（特別交付金の額）

第六条 引揚者に支給する特別交付金の額は、その者の終戦日（第二条第一項第四号又は第五号に該当する者については、これらの号の地域に生活の本拠を有していた期間の算定に関しこれらの号に定める日。次項において同じ。）における年齢の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

| 年 齢 | 特 別 交 付 金 の 額 |
|--------------|---------------|
| 五十歳以上 | 一六〇,〇〇〇円 |
| 三十五歳以上五十歳未満 | 一〇〇,〇〇〇円 |
| 二十五歳以上三十五歳未満 | 五〇,〇〇〇円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 三〇,〇〇〇円 |
| 二十歳未満 | 二〇,〇〇〇円 |

2 前項の場合において、外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた者に支給する特別交付金の額は、同項の額に一万円を加算した額とする。

3 遺族に支給する特別交付金の額は、その者に係る死亡者一人につきその死亡者の終戦日（死

亡者が第二条第二項第二号に該当する者で終戦日前に死亡したものであるとき、又は同条第二項第二号に該当する者であるときは、その死亡の日とし、死亡者が同条第一項第四号若しくは第五号又は第二項第三号若しくは第四号に該当する者であるときは、その者のこれらの号の地域に生活の本拠を有していた期間の算定に関しこれらの号に定める日とする。次項において同じ。）における年齢の区分に応じ次の表に掲げる額とする。

| 年 齢 | 特 別 交 付 金 の 額 |
|--------------|---------------|
| 五十歳以上 | 一二〇,〇〇〇円 |
| 三十五歳以上五十歳未満 | 七〇,〇〇〇円 |
| 二十五歳以上三十五歳未満 | 三五,〇〇〇円 |
| 二十歳以上二十五歳未満 | 二二,〇〇〇円 |
| 二十歳未満 | 一四,〇〇〇円 |

4 前項の場合において、外地に終戦日まで引き続き八年以上生活の本拠を有していた死亡者の

遺族に支給する特別交付金の額は、同項の額に七千円を加算した額とする。

(記名国債の交付)

第七条 特別交付金は、十年以内に償還すべき記名国債をもつて交付する。

2 前項の規定により交付するため、政府は、必要な金額を限度として国債を発行することができる。

3 前項の規定により発行する国債は、無利子とする。

4 第二項の規定により発行する国債については、政令で定める場合を除くほか、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

5 この法律に定めるもののほか、第二項の規定により発行する国債に関し必要な事項は、大蔵省令で定める。

(特別交付金に係る権利の承継)

第八条 特別交付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、その者がその死亡前に特別交付金の支給の請求をしていなかったときは、その者の相続人は、自己の名で、当該特別交付金の支給を請求することができる。

2 第五条第三項の規定は、次の場合について準用する。

一 前項の規定による請求に基づいて特別交付金の支給を受けるべき同順位の相続人が二人以上ある場合

二 前条第一項に規定する国債の記名者が死亡し、同順位の相続人が二人以上ある場合において、当該国債の記名者の死亡前に支払うべきであった当該国債の償還金の請求若しくはその支払をし、又は当該国債の記名変更の請求若しくはその記名変更をするとき。

第三章 雑則

(異議申立期間)

第九条 特別交付金に関する処分についての異議申立てに関する行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）第四十五条の期間は、その処分の通知を受けた日の翌日から起算して一年以内とする。

2 前項の異議申立てについては、行政不服審査法第四十八条の規定にかかわらず、同法第十四条第三項の規定は、準用しない。

（譲渡又は担保の禁止）

第十条 特別交付金の支給を受ける権利は、譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、第六条第一項の特別交付金の支給を受ける権利については、その権利を有する引揚者が、その請求前に、その者の配偶者、子又は父母で同項の特別交付金の支給を受ける権利を有するものに譲渡する場合は、この限りでない。

（差押えの禁止）

第十一条 特別交付金の支給を受ける権利及び第七条第一項に規定する国債は、差し押えることができない。ただし、国税滞納処分（その例による処分を含む）による場合は、この限りでない。

（非課税）

第十二条 特別交付金には、所得税を課さない。

2 第七条第一項に規定する国債の譲渡又は当該国債を担保とする金銭の貸借に関する書類には、印紙税を課さない。

（国債の償還金の支払）

第十三条 第七条第一項に規定する国債の償還金の支払に関する事務は、郵政大臣が取り扱うことができる。

2 郵政大臣は、前項の事務を処理する場合において、必要があるときは、同項の規定にかかわ

らず、その事務の一部を政令で定める当局に委託して取り扱わせることができる。

3 前項の場合においては、郵政大臣は、同項の当局に対し、その委託に係る支払に必要な資金を交付することができる。

4 第二項の規定による委託事務の範囲及び前項の規定による資金交付の手続は、郵政大臣が大臣と協議して定める。

5 前三項に定めるもののほか、第二項の規定により郵政大臣が取り扱う事務について必要な事項は、郵政省令で定める。

(特別交付金の返還)

第十四条 不実の申請その他不正の手段により第七条第一項に規定する国債の交付を受け、その償還金を受領した者があるときは、内閣総理大臣は、その者に対して償還金の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずることができる。

2 前項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しない者があるときは、内閣総理大臣は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

3 前項の規定による督促を受けた者がその指定期限までに第一項の規定により返還を命ぜられた金額を納付しないときは、内閣総理大臣は、国税滞納処分の例によりこれを処分することができる。

4 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。
(権限の委任)

第十五条 この法律により内閣総理大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長及び那覇日本政府南方連絡事務所長にその一部を委任することができる。

2 第九条の規定は、前項の委任に基づいてされる処分についての審査請求に準用する。この場合において、同条第一項中「第四十五条」とあるのは、「第十四条第一項本文」と読み替えるもの

とする。

(総理府令への委任)

第十六条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、総理府令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(国債の発行の日)

2 第七条第二項に規定する国債の発行の日は、昭和四十二年八月十六日とする。ただし、昭和四十三年八月十六日以後特別交付金の支給を受ける権利を有するに至つた者に交付する国債については、その権利を有するに至つた日が八月十六日以後十二月三十一日以前であるときは、そ

の年の八月十六日とし、その日が一月一日以後八月十五日以前であるときは、その前年の八月十六日とする。

(総理府設置法の一部改正)

3 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第六条第十六号の二の次に次の一号を加える。

十六の三 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第 号)の施行に関すること。

第十五条第一項の表中在外財産問題審議会の項を削る。

理由

第三次在外財産問題審議会の答申の趣旨にのっとり、在外財産問題の最終的解決を図るため、前大戦による引揚者及びその遺族並びに引揚前死亡者の遺族に対して特別交付金を支給することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政令第二五三六号

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令
 内閣は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第二条第一項第五号、第七条第四項、第十三条第二項及び第十五条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（法第二条第一項第五号の政令で定める地域等）

第一条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項第五号に規定する政令で定める地域、生活の本拠を有していた期間の算定に関する政令で定める日及び本邦に引き揚げた時期に関する政令で定める日は、次の表のとおりとする。

| 地 域 | 生活の本拠を有していた期間の算定に関する日 | 本邦に引き揚げた時期に関する日 |
|-----|-----------------------|-----------------|
|-----|-----------------------|-----------------|

| | | |
|----------------------------|------------|-----------|
| もとの蘭領東印度諸島、英領マレイ半島及び英領ボルネオ | 昭和十六年八月一日 | 昭和十六年八月一日 |
| フィリピン諸島 | 昭和十六年十二月八日 | 昭和十九年七月一日 |

2 法第二条第一項第五号に規定する政令で定める者は、日本国政府又は日本国内に主たる事務所を有する法人その他の団体の命令によつて同号に規定する連合国の領域をなしていた地域にあつた日本国政府又は当該団体の職員（もつぱら当該地域において勤務することを目的として雇用された職員である等のため、引揚げによつて当該職員としての身分を失うに至つた者を除く。）及びその者によつて生計を維持していた者とする。

（国債の譲渡及び担保権の設定）

第二条 法第七条第四項の政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- 一 国に譲渡する場合
- 二 地方公共団体に対し担保権の設定をする場合
- 三 大蔵省令で定める金融機関に対し担保権の設定をする場合
(国債の償還金の支払に関する事務の委託)

第三条 法第十三条第二項の規定により郵政大臣が国債の償還金の支払に関する事務の一部を委託して取り扱わせることができる当局は、琉球政府の当局とする。

(権限の委任)

第四条 法第三条第二項に規定する特別交付金の支給を受ける権利の認定に関する内閣総理大臣の権限のうち、昭和二十年八月十五日に

おける本籍地が次の表の上欄に掲げる地域にあつた引揚者(昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した引揚者を除く。)に係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者に委任するものとする。

| | |
|--|---|
| 一 本邦(次号、第三号及び第五号に掲げる地域を除く。) | 昭和二十年八月十五日における本籍地の都道府県知事 |
| 二 小笠原列島及び硫黄列島 | 東京都知事 |
| 三 法第二条第四項に規定する地域 | 北海道知事 |
| 四 樺太及び千島列島 | |
| 五 沖縄地域(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島をいう。以下同じ。) | 特別交付金の支給を受けようとする者の居住地の都道府県知事(居住地が沖縄地域にある場合には、那覇日本政府南方連絡事務所長。第三項において同じ。) |
| 六 前各号に掲げる地域以外の地域 | |

2 法第三条第二項に規定する特別交付金の支給を受ける権利の認定

に關する内閣總理大臣の権限のうち、引揚前死亡者及び昭和三十三年三月三十一日以前に死亡した引揚者でその死亡により除籍された当時における本籍地が前項の表の上欄に掲げる地域にあつたものに係るものは、それぞれ同表の下欄に掲げる者（第一号の場合にあつては、同号の下欄中「昭和二十年八月十五日」とあるのを「死亡により除籍された当時」と読み替えた場合の者）に委任するものとし、死亡時における本籍地が同表の第三号又は第四号に掲げる地域にあつたこれらの死亡者で除籍されていないものに係るものは、北海道知事に委任するものとする。

3 法第十四条第一項から第三項までの規定に基づく内閣總理大臣の権限のうち、同条第一項に規定する償還金を受領した者でその居住地が本邦にあるものに係るもの（沖縄地域に居住する者に係る同条

第二項及び第三項の規定に基づく権限を除く。）は、当該居住地の都道府県知事に委任するものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この政令は、公布の日から施行する。
（在外財産問題審議会令の廃止）
- 2 在外財産問題審議会令（昭和三十九年政令第二百五十六号）は、廃止する。

（總理府本府組織令の一部改正）

- 3 總理府本府組織令（昭和二十七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「臨時在外財産問題調査室」を「臨時引揚者特別交付金

業務室」に改める。

第五条中「、広報室及び臨時在外財産問題調査室」を「及び広報室」に改める。

第七条の二を次のように改める。

(臨時引揚者特別交付金業務室)

第七条の二 臨時引揚者特別交付金業務室においては、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の施行に関する事務をつかさどる。

理由

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の施行に伴い、引揚者のうち終戦前に連合国の領域から引き揚げたものの要件の細目、特別交付金に係る国債の譲渡及び担保金の設定ができる場合、特別交付金の受給権の認定に関する権限の委任等について定める必要があるからである。

○総埋府令第四十号

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号）第二条第四項、第三条第三項及び第十六条の規定に基づき、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則を次のように定める。

昭和四十二年八月一日

内閣総理大臣 佐藤 栄 作

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行規則

（本邦に含まれない島）

第一条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（昭和四十二年法律第百十四号。以下「法」という。）第二条第四項に規定する総埋府令で定める本邦に含まれない島は、択捉島及び国後島とする。

（引揚者に支給する特別交付金の請求手続）

第二条 法第三条第一項第一号に規定する引揚者に支給する特別交付金の支給を受けようとする者（以下「引揚者特別交付金請求者」という。）は、様式第一号による特別交付金請求書を引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律施行令（昭和四十二年政令第二百二十六号。以下「令」という。）第四条第一項の規定により特別交付金の支給を受ける権利を認定する権限を委任された者に提出しなければならない。

2 引揚者特別交付金請求者が引揚者として特別交付金の支給を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならぬ。

一 引揚者特別交付金請求者が引揚者であることを認めることがで

きる書類

二 引揚者特別交付金請求者が法第六条第二項に規定する者である場合は、その事実を認めることができる書類

三 引揚者特別交付金請求者の昭和四十二年八月一日（同年同月二日以後本邦に引き揚げた者については、その引き揚げた日）における戸籍又は住民票の謄本又は抄本

四 引揚者特別交付金請求者の昭和二十年八月十五日における本籍地を明らかにする当該本籍地の市町村長又は区長の証明書

3 引揚者特別交付金請求者が法第八条第一項の規定により死亡した引揚者の相続人として特別交付金の支給を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び引揚者特別交付金請求者が死亡した引揚者の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本を添えなければならない。この場合において、前項各号中「引揚者特別交付金請求者」とあるのは、「死亡した引揚者」と読み替えるものとする。

4 引揚者特別交付金請求者が法第十条ただし書の規定により特別交付金を受ける権利の譲渡を受けた者として特別交付金の支給を請求する場合は、第一項の請求書に、第二項各号に掲げる書類及び譲渡した者の譲渡した旨の証明書を添えなければならない。この場合において、同項第一号及び第三号中「引揚者特別交付金請求者」とあるのは「引揚者特別交付金請求者及び譲渡した者」と、同項第二号及び第四号中「引揚者特別交付金請求者」とあるのは「譲渡した者」と読み替えるものとする。

（遺族に支給する特別交付金の請求手続）

第三条 法第三条第一項第二号及び第三号に規定する遺族に支給する

特別交付金の支給を受けようとする者（以下「遺族特別交付金請求者」という。）は、様式第二号による特別交付金請求書を令第四条第一項又は第二項の規定により特別交付金の支給を受ける権利を認定する権限を委任された者（以下「認定機関」という。）に提出しなければならない。

2 遺族特別交付金請求者が遺族として特別交付金の支給を請求する場合は、前項の請求書に、次に掲げる書類を添えなければならない。

一 死亡者が法第三条第一項第二号に規定する死亡した引揚者又は同項第三号に規定する引揚前死亡者であることを認めることができる書類

二 死亡者が法第六条第四項に規定する者である場合は、その事実を認めることができる書類

三 死亡者の死亡の当時におけるその死亡者と遺族特別交付金請求者との親族関係を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本（遺族特別交付金請求者が、死亡者の死亡の当時、婚姻の届出をしていないが、死亡者と事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者である場合は、その事情を認めることができる書類）及び遺族特別交付金請求者が法第四条第一項ただし書に該当しないことを明らかにすることができる戸籍の抄本

四 遺族特別交付金請求者が法第四条第一項に規定する配偶者以外の者である場合は、その者より先順位の方がいないことを認めることができる書類

五 遺族特別交付金請求者の昭和四十二年八月一日における戸籍又は住民票の謄本又は抄本

六 死亡者が昭和三十二年四月一日以後に死亡した引揚者である場合は、当該死亡した引揚者の昭和二十年八月十五日における本籍地を明らかにする当該本籍地の市町村長又は区長の証明書

3 遺族特別交付金請求者が法第八条第一項の規定により死亡した遺族の相続人として特別交付金の支給を請求する場合は、第一項の請求書に、前項各号に掲げる書類及び遺族特別交付金請求者が死亡した遺族の相続人であることを認めることができる戸籍の抄本を添えなければならぬ。この場合において、前項第三号、第四号及び第五号中「遺族特別交付金請求者」とあるのは、「死亡した遺族」と読み替えるものとする。

(認定の通知)

第四条 認定機関は、引揚者特別交付金請求者又は遺族特別交付金請

求者が特別交付金の支給を受ける権利を有するものと認定したときは、様式第三号又は様式第四号による特別交付金認定通知書を当該請求者に交付しなければならない。

2 認定機関は、引揚者特別交付金請求者又は遺族特別交付金請求者が特別交付金の支給を受ける権利を有しないものと認定したときは、様式第五号又は様式第六号による特別交付金却下通知書を当該請求者に交付しなければならない。

(特別交付金の受給順位の変更の請求手続)

第五条 法第五条第二項の規定により特別交付金の支給を受けるべき順位の変更の請求をしようとする者は、様式第七号による特別交付金受給順位変更請求書に、同項に規定する先順位者の生死不明の事実を認めることができる書類を添えて、これを認定機関に提出しな

ければならない。

(請求書等の経由)

第六条 特別交付金に関する請求書は、請求者の居住地の市町村長(特別区にあつては、区長。次項において同じ。)、都道府県知事(硫黄島若しくは伊平屋島又は北緯二十七度以南の南西諸島に居住する者については、那覇日本政府南方連絡事務所長。次項において同じ。)を順次経由して、認定機関に提出するものとする。

2 特別交付金に関する通知書は、請求者の居住地の都道府県知事、市町村長を順次経由して、請求者に交付するものとする。

(添付書類の省略等)

第七条 認定機関は、特別な理由があると認めるときは、特別交付金請求書に添付すべき書類の添付を省略させ、又はこれに代る書類を

提出させることができる。

附 則

この府令は、公布の日から施行する。

| 特別交付金請求書(遺族) | | | |
|---|-----------------|---------------------|---|
| 死 | (ふりがな)氏名 | 生年月日 | |
| | 外地に生活の本拠を移した年月日 | 昭20.8.15.における生活の本拠地 | |
| | 引揚年月日 | 死亡年月日 | |
| 者 | 本 | 引揚前死亡者 | 除籍(死亡)時における本籍地の郡道府県名 |
| | | 引揚後死亡者 | 昭32.3.31.以前の死亡である場合は除籍(死亡)時における本籍地の郡道府県名 |
| | | 引揚後死亡者 | 昭32.4.1以後昭42.7.31.以前の死亡である場合は昭20.8.15.における本籍地の郡道府県名 |
| 遺族 | 氏名 | (ふりがな) | 死亡者との続柄 |
| | 生年月日 | 年月日 | |
| 国債受領希望取扱店名 | | | |
| 国債の受領を市区町村長に委任した場合その市区町村名 | | | |
| 国債の償還金の希望支払場所 | | | |
| 上記により、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による特別交付金を請求します。 | | | |
| 昭和 年 月 日 | | | |
| 請求者 居住地 (ふりがな)氏名 | | | |
| 郡 道 府 県 知 事 殿 | | | |
| 那覇日本政府南方連絡事務所長 | | | |

様式第二号

(記載上の注意)
 1. 「外地に生活の本拠を移した年月日」の欄は、終戦時により本邦に引き揚げるまで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間のはじめの日を記載して下さい。
 2. 「昭20.8.15.における生活の本拠地」の欄は、昭和20年8月15日(終戦日)より前に引き揚げた者又は外地で死亡した者については、それぞれ引揚げ直前又は死亡直前の外地における生活の本拠地を記載して下さい。
 3. 「引揚年月日」の欄は、引揚前死亡者の場合は斜線を引いて下さい。
 4. 「本籍」の欄は、該当する欄に記載し、他の二つの欄は、斜線を引いて下さい。
 5. 「遺族」の欄は、請求する権利のある遺族が死亡し、その相続人が請求する場合は、その死亡した遺族について記載して下さい。この場合、「請求者」の氏名は「死亡者の相続人尾次英子」のように記載して下さい。

(日本工業規格B列5)

| 特別交付金請求書(引揚者) | | | | | | |
|---|------|---------|-----------------|---------------------|-------|------------------------|
| (ふりがな)引揚者氏名 | 生年月日 | 請求者との続柄 | 外地に生活の本拠を移した年月日 | 昭20.8.15.における生活の本拠地 | 引揚年月日 | 昭20.8.15.における本籍地の郡道府県名 |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 国債受領希望取扱店名 | | | | | | |
| 国債の受領を市区町村長に委任した場合その市区町村名 | | | | | | |
| 国債の償還金の希望支払場所 | | | | | | |
| 上記により、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律による特別交付金を請求します。 | | | | | | |
| 昭和 年 月 日 | | | | | | |
| 請求者 居住地 (ふりがな)氏名 | | | | | | |
| 郡 道 府 県 知 事 殿 | | | | | | |
| 那覇日本政府南方連絡事務所長 | | | | | | |

様式第一号

(記載上の注意)
 1. 「外地に生活の本拠を移した年月日」の欄は、終戦時により本邦に引き揚げるまで引き続き外地に生活の本拠を有していた期間のはじめの日を記載して下さい。
 2. 「昭20.8.15.における生活の本拠地」の欄は、昭和20年8月15日(終戦日)より前に引き揚げた者については、引揚げ直前の外地における生活の本拠地を記載して下さい。
 3. 請求する権利のある引揚者が死亡し、その相続人が請求する場合は、「請求者」の氏名は「外山一彦の相続人外山英子」のように記載して下さい。

(日本工業規格B列5)

| 特別交付金認定通知書 | | | |
|--|------|-------|---|
| 記号及び番号 | 第 号 | 国債の記号 | 号 |
| 死亡者の氏名 | 金額 | 備 | 考 |
| | 円 | | |
| 受給者 | 氏名 | 年 月 日 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 居住地 | | |
| 上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律の規定により認定しましたから通知します。 | | | |
| 昭和 年 月 日 | | | |
| 都 道 府 県 知 事 | | | |
| 那覇日本政府南方連絡事務所長 印 | | | |
| <p>注意</p> <p>1. 国債を改領するときは、この通知書を提示して下さい。</p> <p>2. この認定に不服があるときは、この通知書を受領した日から翌日以内に、都道府県知事又は那覇日本政府南方連絡事務所長に申請し、その理由を述べ、不服を申し立てる。不服の申立ては、この通知書を受領した日から翌日以内に、都道府県知事又は那覇日本政府南方連絡事務所長に申請し、その理由を述べ、不服を申し立てる。</p> | | | |

様式第四号

(日本工業規格B列5)

| 特別交付金認定通知書 | | | |
|--|------|-------|---|
| 記号及び番号 | 第 号 | 国債の記号 | 号 |
| 引揚者の氏名 | 金額 | 備 | 考 |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| | 円 | | |
| 受給者 | 氏名 | 年 月 日 | |
| | 生年月日 | 年 月 日 | |
| | 居住地 | | |
| 上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律の規定により認定しましたから通知します。 | | | |
| 昭和 年 月 日 | | | |
| 都 道 府 県 知 事 | | | |
| 那覇日本政府南方連絡事務所長 印 | | | |
| <p>注意</p> <p>1. 国債を改領するときは、この通知書を提示して下さい。</p> <p>2. この認定に不服があるときは、この通知書を受領した日から翌日以内に、都道府県知事又は那覇日本政府南方連絡事務所長に申請し、その理由を述べ、不服を申し立てる。不服の申立ては、この通知書を受領した日から翌日以内に、都道府県知事又は那覇日本政府南方連絡事務所長に申請し、その理由を述べ、不服を申し立てる。</p> | | | |

様式第三号

(日本工業規格B列5)

| 特別交付金却下通知書 | |
|---|------------------|
| 記号及び番号 | 遺 (却) 第 号 |
| 死亡者の氏名 | |
| 請求者 | 氏名 生年月日 年 月 日 |
| | 居住地 |
| 却下の理由 | |
| <p>上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定による特別交付金の支給事由に該当しませんので、却下しましたから通知します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 印 那覇日本政府南方連絡事務所長</p> <p>注意 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に行政不服審査法第15条第1項に定める事項を記載した書面で、内閣総理大臣に対し不服申立てをすることができます。なお、この不服申立ては認定をした都道府県知事又は那覇日本政府南方連絡事務所長を経由してすることもできます。</p> | |

様式第六号

(日本工業規格B列5)

| 特別交付金却下通知書 | |
|--|------------------|
| 記号及び番号 | 引 (却) 第 号 |
| 特別交付金を受ける権利を有しない者の氏名 | 却下の理由 |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| 請求者 | 氏名 生年月日 年 月 日 |
| | 居住地 |
| <p>上記のとおり、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の規定による特別交付金の支給事由に該当しませんので、却下しましたから通知します。</p> <p>昭和 年 月 日</p> <p>都 道 府 県 知 事 印 那覇日本政府南方連絡事務所長</p> <p>注意 この認定に不服があるときは、この通知を受けた日の翌日から起算して1年以内に行政不服審査法第15条第1項に定める事項を記載した書面で、内閣総理大臣に対し不服申立てをすることができます。なお、この不服申立ては、認定をした都道府県知事又は那覇日本政府南方連絡事務所長を経由してすることもできます。</p> | |

様式第五号

(日本工業規格B列5)

特別交付金受給順位変更請求書

様式第七号

| | | | |
|-------|-------------|---------------|-----------|
| 死亡者 | 氏名 生年月日 | (ふりがな) 年月日 | 死亡 年月日 |
| | 除籍(死亡)時の本籍 | | |
| 生死不明者 | 氏名 | (ふりがな) | 死亡者との続柄 |
| | 従前の居住地 | | |
| | 生死不明の事情及び期間 | | |
| 次順位者 | 氏名 | (ふりがな) | 死亡者との続柄 |
| | 居住地 | | |
| | | | |

上記のとおり、特別交付金の支給を受けるべき順位にある者が生死不明ですから、次順位者を特別交付金の支給を受けるべき者とみなすよう請求します。

昭和 年 月 日

請求者氏名.....(印)

都 道 府 県 知 事 殿
那覇日本政府南方連絡事務所長

(日本工業規格B列5)